

出荷制限・摂取制限解除までの取り組み 実証栽培・飼養実証の経過を報告します

平成28年中に村内27か所で「ホウレンソウ・コマツナ・カブ・キャベツ・ブロッコリー」の5品目について、実証栽培を実施しました。

村内27か所の実証ほ場は、旧村単位【大須村・新館村・石橋村・飯曾村（長泥・蕨平を除く）】内でおおむね均等に分散するよう選定し、1か所あたりの面積2a（200㎡）を囲うように、イノシシ・サルの獣害防止用のワイヤーメッシュ柵と電気柵を設置しました。環境省の除染後に各ほ場の土壌分析を実施した際には、土壌1kgあたり360～6400ベクレル程度の放射性セシウム134・137の残留が見られましたが、各地区の村民の方に協力をいただいて、**土壌分析結果に応じた適正な放射性物質対策（2aあたり塩化カリ0～20kgと、硝酸安カリ20kgを散布しての耕耘）**及び施肥（苦土石灰・化成肥料等の散布）等を実施しました。キャベツ・ブロッコリーについては、移殖時期に雨が続いたため生育不良のものも見られましたが、ホウレンソウ・コマツナ・カブについては、播種後の肥培管理により、おおむね良好に生育しました。

この結果、生育状況を見ながら各品目ともに1kg以上を採取し、検出限界値（測定可能な最小値）が1kgあたり6.9～23.7ベクレルの範囲内で、県がモニタリング検査を実施した結果、全品目・全収穫物について、「一般食品中の放射性物質の基準値（1kgあたり100ベクレル）」を大きく下回りました。

この結果を受けて、平成29年3月14日付で福島県により、長泥地区を除く村内全域での主要野菜（結球性葉菜類・非結球性葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブ）について、出荷制限・摂取制限が解除されました。

主要野菜以外のこれまでの栽培・飼養等の結果について

震災後の平成24年度から国・県・村が実施してきた実証栽培等については、いずれも適正な放射性物質対策や飼養管理等を実施した結果、以下のとおり良好な結果となりました。

区分	品 種	食品放射能（ベクレル/kg）					備 考
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
水 稻	ひとめぼれ・あきたこまち 天のつぶ・まいひめ こがねもち	ND 向押・小宮 ND≤13	ND 向押・小宮 ND≤25	ND 向押・小宮 ND≤25	ND 向押・小宮 ND≤25	ND 向押・小宮 ND≤25	平成24～25年：国・県 平成26～28年：村
野 菜	（露地）インゲン・白菜・大根 馬鈴薯・サツマイモ・カボチャ オオヤマボクシ（ごんぼっぱ）	ND 向押 ND≤10		大根下部 18.8 他はND ND≤17	ND 向押 ND≤32	ND 向押 ND≤27	村 除染後の田
	（施設）ミニトマト キュウリ・ナス	ND 向押 ND≤10		ND 向押 ND≤14	ND 向押 ND≤26	ND 向押 ND≤19	村 除染後の田
穀 類	そば				ND 向押 ND≤32	ND 前田 ND≤23	平成27年：村 除染後の田 平成28年：村 除染後の畑
	小麦					ND 向押 ND≤20	村 除染後の田
	エゴマ					ND 深谷 ND≤12	村 除染後の田
	エダマメ					ND 向押 ND≤20	村 除染後の田
	大豆					4.6 関根	県 除染後の畑 カリ剤50mg/100g
牛	繁殖雌牛					ND 伊丹沢 ND≤1.3	村 清掃後の牛舎等 血液検査

※ND（Not Detected）＝ 検出限界値未達（不検出）
それぞれの測定における検出限界値を、ND≤検出限界値（ベクレル/kg）で付記しています

主要野菜の出荷制限・摂取制限が解除されました（長泥を除く） 村内の生産活動には以下のルールがあります

平成29年3月14日付で、長泥地区を除く村内全域で主要野菜（結球性葉菜類・非結球性葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブ）の「出荷制限、摂取制限」が解除されました。

この制限解除は、実質的には「**村内での作付け制限の解除**」です。村内で農畜産物を作付け・飼養する際は、**必ず復興対策課農政係まで届け出て、以下の条件を厳守してください。**

【対 象】

主食用米・野菜・ソバ・麦・大豆・行者ニンニク・葉わさび・飼料用米・牧草・飼料用稲・エリアンサス・デントコーン・銀杏・梅・ナツハゼ・タラノメ・たけのこ・ふきのとう・野生きのこ類・菌床きのこ類・葉たばこ・花き類・繁殖牛・肥育牛・乳用牛・豚・羊・馬・鶏など



【作付け等の条件】

1. 除染が完了した農用地・施設等を使うこと！

未除染農地・施設、震災前の堆肥・肥料、その他資材等は、絶対に使用しないでください。

2. 始める前に村に届け出ること！

作付け・飼養に必要な各種分析や生産物の検査等を、村・県が連携して支援します。

営農の目的に関わらず、必ず事前に届け出てください。

3. 放射性物質対策（カリ剤の散布等）を確実に実施すること

農作物は、適正にカリを施用しないと、放射性物質を吸収します。畜産動物は、県による飼養状況確認調査を受けないと飼養することはできません。詳しくは村に相談しましょう。

4. 生産物は全て放射性物質検査（県・村：無料）を受けること

放射性物質モニタリング検査は県・村が実施しますので、検査料はかかりません。

【品目ごとの条件】

1. 米

村および飯館地域農業再生協議会に、あらかじめ作付け計画を提出してください。作付け計画の提出がない場合は「作付け・収穫・全量全袋検査・自家消費・出荷」はできません。

2. 野菜類

園芸品目の作付けは、全て村に届け出てください。収穫前・出荷前に、県のモニタリング検査等を受ける必要があります。

3. 牛

再開する前に県の飼養状況確認調査の受検が必要です。

4. きのこと・山菜等

村内で採取・栽培したきのこ・山菜等を食べたり、ゆずったりしないでください。



詳しくは復興対策課農政係（本庁☎0244-42-1621）にお問い合わせください。

検査を受けない農畜産物を、1品目でも販売したり、他の人にゆずったりした場合は、村全域に新たに生産・出荷自粛の制限がかかることとなります。

営農再開が確かな前進につながるよう忘れずに届け出を！